

8-9 No. 18-2

昭和二十七年三月

働く婦人のための一日講習会用手引

婦人少年局地方職員室用

婦人

働く婦人のための一日講習会用手引 目次

一、目 的	2
二、講習対象	3
三、講習時間	3
四、講 師	3
五、講習内容	3
六、資 料	5

一、
目 的

働く婦人に関係のある法制について、働く婦人自らが深く正しく知ることこそ、その地位を向上させるための根本要件です。終戦後、憲法をはじめ、諸法律は男女の平等を保障しましたが、これらの法律制定以来、数ヶ年を経た今日にいたつても、婦人自らのまた社会一般のこれに対する理解が十分でなく、従つて、家庭関係、社会関係におけると同様、職場関係においても、法律にもとずいた婦人の語権利と義務が未だ十分にいかされていません。

それは、これらの語権利が保障されたのは、この国のまわめて特殊な條件のもとに与えられたからでもあり、それどころか、歴史的にも、敗戦後の日本婦人の法制上の地位に大きな関心をもたれているわけですから、国際連合経済社会理事会「婦人の地位委員会」は、一九四九年日本に対して「婦人の法制上の地位およびその実際的な適用」についての質問書をよせてあり、尙、現在、この三月二十四日から四月四日までの十一日間ジュネーヴで開催される同委員会の第六回会試には、男女同一労働同一賃金についてなど、働く婦人の平等の問題について、その実情が具体的に検討されています。

さてこのようなとき、いまこそ、法律上に保障された働くものとしての婦人に保障された諸権利と義務とをこの際婦人自らが再認識し、それらの権利をいかすことによつて、職場におけるその地位の向上をはかるのに恰好の機会であると考えられます。そこでこの目的達成のための一行事としての働く婦人のための一日講習会では、先ず、憲法をはじめ諸法律にもられた男女平等の精神についての認識を促し、これらの諸法制に保障された働く婦人の権利の総合的把握をすすめ、さらに、労働組合法、労働基準法等働く婦人に関係の深い諸法制のひとつについて、働くものとしての婦人が是非とも知っているべき点を明確に知らせること、そしてこ

らに、切く婦人の地位の向上のために、これらの法制についての知識をどのようにいかすことができるかについての考えかたをすすめるその実行のための意欲を昂揚することが、この講習会の目的とするところです。

二、講習対象

1. 婦人労働者

1. 労組の婦人役員、指導者層の参加も結構ですが特に一般婦人労働者の参加を希望します。
2. 希望があれば、一般婦人の参加も差支えありません。

註 週間労働（二九〇号、昭和27年5月11日発行）参照

三、講習時間

1. 地方の実情に応じて三時間から七時間の中の適当な数時間をとります。
2. その中に、研究討論のための時間を必ず一時間以上とります。

四、講師

1. 講義については、労政労働基準等の労働関係職員、婦人少年局地方販賣室職員、その他適当な法律、婦人労働問題の専門家を依頼します。
2. 研究討論については、原則として販賣室が司会します。なお、場合によっては切く婦人の問題についての理解あるひとに司会を依頼します。

五、講習内容

1. 講演題目の選択について

(1) 切く婦人と労働法

労働組合法

労働関係調整法

労働基準法

労働者災害補償保険法

職業安定法 失業保険法 緊急失業対策法 健康保険法

厚生年金法 (國際労働機関) 等

(2) その他婦人に関係のある法制

憲法 民法 生活保護法 児童福祉法 優生保護法

農業協同組合 社会保険制度 等

講演題目については、「働く婦人と労働法」のように題目を大きくとって、ひとりの講師に、依頼してもよいし、重要な労働法の幾つかをとり上げて別々の講師に依頼することもあります。また上の二者をとりあわせて憲法を始め諸法制に保障されている働く婦人の権利について総合的な講演をひとつ、それに重要な労働法を二、三えらぶこともできます。以上講習題目のとりあわせがどのように企劃されるにしても、働く婦人の法律にもとづく権利や義務が講習生に総合的に把握できるようにはがります。

2. 研究討論について

(1) 研究討論は、以上の講義によって得られたところにもとずいて、講習生自らが行います。

(2) この研究討論によつて次の効果を期待します

① 講義でなされた諸法制にもられた精神および、それにもとづく婦人の権利や義務について正確に把握する。

② これらの婦人の権利が現実の職場において、どのようにいかされ、またゆがめられ、無視されているかについて反省する。

③ 働く婦人のための法制上の権利を現実の職場にいかすため働く婦人の意欲を昂揚する。

(3)

討論を活発にすすめるためには、賛成論と反対論について、始めに論点をきめて、それ
 ぞれの論旨を明確にして討議をはじめること、一方方法でしよう、また、講師の参加をも
 とめることも考えられます。

3. その他の講習題目について

1. 2. にあげた講義のほか、時間に余裕のあるときは、次のような講義題目が考えられます

① 国際、社会、経済の現状

② 労働運動の動き

③ 現下婦人労働の問題

④ レクリエーション

六、資料

(1)

「働く婦人のための法制の知識」は、特にこの講習会の教材としてつくられたもので、働く
 婦人に関係のある法制中、特に労働法について、そのひとつひとつについての簡明な解説を
 行ったものです。

(2)

リーフレット「働く婦人のけんりときま」は法律にもとづく働く婦人の権利の総合的な把握
 をうながすことを目的としてつくられたものです。このリーフレットおよび、同時に配付さ
 れるリーフレット「働く婦人と労働基準法」は講習会には勿論のこと、その他の会合にもひ
 ろく利用できましよう。

(3)

その他、講習会に使用するのに適切な資料として婦人少耳局発行「婦人のための法制の知識」
 「（インフォオアメーションシーワ）「日本婦人の法制上の地位と現状」などがあります。

